

見積書例①相続人3人（父が亡くなり、母と子供2人、不動産は住宅の土地1筆と建物1筆、不動産の評価額は1,000万円未満）

番号 _____

見 積 書 ・ 請 求 書

青森 正一 様

〒030-0812

令和4年 4月 1日

青森市堤町 2-20-5

下記のとおりお見積りいたします。

相坂まさかず事務所

金93,000円 (100円未満の端数切捨)

司法書士 相坂 正一

TEL 090 - 6250 - 3244

区分	種 別	報 酬 額	登録免許税 又 は印紙税等	備 考
手続きの代理・書類の作成等	所有権移転（相続）	50,000	32,000	8,000,000×0.004
	戸籍謄本等5通	2,500	2,600	除籍謄本 750×2 戸籍謄本 450×2 住民票 200×1
	登記情報要約書（2通）	0 住宅用土地・建物各 1筆は報酬無料	664	@332×2
当日				
小 計		① 52,500	② 35,264	
費用 その他	郵券			
小 計		③		
合計	①+②+③	④ 87,764		
消費税	①×10%	⑤ 5,250		
源泉徴収税額	(④-1万円)× 10.21%		⑥	
差引見積額	④+⑤-⑥	93,014		
前受金の精算		月 日 預り金	円 差引金	円
備考				

(注) 源泉徴収税額とは、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税額の額です。

見積書例②相続人8人（数字相続発生、不動産は住宅の土地建物・アパート敷地建物の5筆及び山林等3筆の計8筆、不動産の評価額は1,900万円）

番号 _____

見 積 書 ・ 請 求 書

青森 桃子 様

〒030-0812

令和4年 4月 1日

青森市堤町2-20-5

下記のとおりお見積りいたします。

相坂まさかず事務所

金178,200円 (100円未満の端数切捨)

司法書士 相坂 正一

TEL 090 - 6250 - 3244

区分	種 別	報 酬 額	登録免許税 又 は印紙税等	備 考
手続きの代理・書類の作成等	所有権移転（相続）	50,000	76,000	19,000,000×0.004
	相続人加算	10,000		相続人5人を超えるごとに、10,000円加算
	筆数加算	10,000		不動産5筆を超えるごとに、10,000円加算
	評価額加算	10,000		評価額1,000万円を超えるごとに10,000円加算
	戸籍謄本等9通	4,500	4,700	除籍謄本750×3 戸籍謄本450×5 住民票200×1
	登記情報要約書（8通）	1,800 住宅用土地・建物各 1筆は報酬無料	2,656	@332×8
当日				
	小 計	① 86,300	② 83,356	
費用 その他	郵券			
	小 計	③		
合計	①+②+③	④ 169,656		
消費税	①×10%	⑤ 8,630		
源泉徴収税額	(④-1万円) × 10.21%		⑥	
差引見積額	④+⑤-⑥	178,286		
前受金の精算	月 日 預り金	円	差引金	円
備考				

(注) 源泉徴収税額とは、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税額の額です。